

第二百十二号議案

東京都重度心身障害者手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都重度心身障害者手当条例の一部を改正する条例

東京都重度心身障害者手当条例（昭和四十八年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都重度心身障害者手当条例第二条第三項の規定は、平成三十一年十一月以後の月分の重度心身障害者手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同年十月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行による所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。